

Title	天保の貸借帳消令の実例 ( 社会経済史資料紹介 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.10 (1936. 10) ,p.1551(145)- 1560(154)
JaLC DOI	10.14991/001.19361001-0145
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361001-0145">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361001-0145</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

くは後者に於ける豊作によつて生ぜしめられたものでないことを述べ、概して、穀物の高價格が繁盛なる商況と一致し、低價格が其の不振と一致するを以つて論争の餘地なき所と做し、繁盛なる商況が必然労働人口の仕事、彼れ等の賃銀額を増加し、而して是れ等のものを通じて穀物に對する需要及び其の價格を増加し、不振銷沈の商況が恰も之れと反對の結果を有せざるを得ざることも亦明かであると説き、(Ibid. p. 89-90)。第六章に於いて、穀物價格に及ぼす通貨價值變更の影響に就いて論じ、(Ibid. p. 117)。而して最後に結論として、彼れは彼れが是れまで説明し來つた諸原理を國家の現狀に適用せんことを期したのである。(Ibid. p. 133)。

其の一千八百十五年の第一著中に於いて土地收益遞減法則及び地代學說を表明してリカードオの先驅者と爲り、古典的經濟學說の發達に貢獻する所のあつたウェストは、其の一千八百二十六年の第二著中に在つては飽くまでもリカードオに對して抗争的態度を持し、其の價格理論に於いては暫く、需要のみ惟り價格を規制すると做すの說を主張し、其の賃銀學說に於いては賃銀基金說を排して正統派經濟學說より離れんとするの概を示したのであるが、遂に是れ等の點に於いて充分なる發展を見ることなくして終つた。彼れが最晩年の事業たる更らに一般的なる經濟問題の論述が完成せられずして終つたことは返す返すも遺憾である。

## 天保の貸借帳消令の實例

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

如何なる世の中でも金銀は片寄りがちであり、かつ借りた者は容易に返済し得ないのが常である。經濟狀態が行詰つて來ると貸借關係の争ひが多くなつて來る。さうした場合にわが國ではかなり古い時代から貸借帳消令が出てゐる。所謂徳政の一つである。徳川時代におゐてかう云ふ場合に多く採用された手段は金銀出入は取捌かぬ、相對にすべしと命じ、法の保護を撤去することであつた。元祿十五年閏八月に、前年末迄の金銀貸借訴訟を取上げぬことを令してゐる。さらに又享保四年十一月金銀出入を受理せぬ旨を令し、金融梗塞する傾向があつたので、同十四年十二月、同年一月以降の分を受理することとした。越えて延享三年二月、四箇年以前の貸借に關する訴訟を受理せざる旨を令してゐる。松平定信の寛政の改革には旗本、御家人を保護するために、棄捐令をさへ發してゐるのであるから、一般の借金に對しても不受理の方針を採つた。この寛政九年九月の法令は貸借關係に對する時の當局の態度を示すものであるから、左に掲げて置く。

「一延享元子年以來之金銀出入、奉行所ニ取上候儀、同三寅年相違候以來、已ニ五十年餘、追々金銀出入數多成行候、元來人々相對之上借貸ニ候得ハ、取上裁許ニも不及事ニ候間、是迄之分裁許ハ不申付候、自今出訴之分ハ吟味之上取上、夫々可申付候、尤買掛リ、諸職人作料手間賃等ニ至ル迄同斷之事、(但書略)

一金銀借貸之儀ハ年古儀ニも、相互ニ實意を以之應對ニ候得ハ、容易ニ出訴裁許受候ニも不及事ニ候處、返済方も貸方も不實意より多くハ猥ニ及出訴風俗不宜候、此度裁許之限相改候も、只今迄之借金銀并棄捐可致坏心得候ハ尤不埒之次第ニ候、又欲心を以事を企、及出入ニ、或ハ全利徳而已ニ拘リ不埒成出訴之類ハ、吟味之上夫々急度答可申付事(以下略)」

金錢貸借は相對づることであるから受理する必要がないと云ふのは勿論甚だ亂暴である。相互に實意を以つてすれば解決し得るとするのも定信らしい見解である。この態度を以つて臨めば訴訟事件は殆ど皆無とならう。棄捐と心得るのは不埒だと云つても、權力の保護がなければ如何ともなし難いものが少なくなかつたらう。事實上棄捐と同じことにならう。後の例に依つても解るやうに一般も棄捐と解釋してゐた。

水野越前守の天保の改革は多くの點におゐて寛政の治に習ふものであつた。貸借帳消令におゐても同様である。こゝに當時の金銀出入のある事件の記録がある。丁度天保十四年十二月の貸借帳消令に相遇したものである。その前後の事情を知る上に多少役に立つし、又幕府は元來私有財産を保護するのにかなり努めてゐるのにも拘らず、時に前述の如き矛盾せる態度を探ることがあり、この事件はその變化の状態を知るのにも、多少材料となり得ると思ふから、左にその概略を記し、これに説明を加へたいと思ふ。

淺草山之宿六軒町、家持きん、後見同人父喜右衛門は、遠山三郎右衛門知行所、野州都賀郡三拜河岸(又三盃河

岸に作る)名主久之進を「松井薪荷物不相渡」旨を以つて天保十四年九月に訴訟した。喜右衛門は本所林町壹丁目におゐて炭薪間屋を営んでゐた。天保十二年十二月に相手久之進の實兄重左衛門(又十左衛門に作る)に船壹艘并薪荷物引當にて、金三百兩を貸與した。期限は翌十三年五月であつた。その後重左衛門が十四年二月に病死し、その跡式を弟の久之進が引續いだ。借金はその前方から薪荷物にて償かづつ返済してゐたらしい。五月に「引當の内残の分堅木壹萬七千束」を早々積送るやうに請求したが、一向送つて來ない。それにも拘らず他方には積出してゐる。これまで入津の薪代金を引去つても、なほ金百九拾四兩餘滯つてゐることになる。「種々爲掛合得共、彼是申紛し取敢不申、甚々難澁仕間、訴訟に及ぶ次第であると云ふ。

右訴訟の提起されない前に、淺草山之宿六軒町の名主から、八月に三拜河岸村役人宛に訴訟する旨の通知があつた。云ふまでもなく當時の訴訟には名主の連印が必要であつたからである。この通知に驚いて何とか妥協策を講ぜんとしてゐる内に喜右衛門の方では、淺草の名主が承諾しなかつたためか、本所林町四丁目、即ち店の方の名主を通じて、阿部遠江守役所へ訴へ出た。阿部遠江守正藏は當時の北の江戸町奉行である。そこで町奉行から三拜河岸村の地頭遠山三郎右衛門に對し、久之進は重右衛門の後跡を確かに相續したのか如何かの問合せがあつた。これに對する返事は次ぎの如くであつた。

「右重右衛門病死仕ゆニ付、弟久之進ハ八月九日願之通跡相續、名主役申付事、右之通御座候」  
従つて久之進は重右衛門の債務を繼承しなければならぬ。勿論當時にあつては限定相續の規定はない。

久之進は出府して喜右衛門に面會せんとしたが、留守で面談し得なかつた。喜右衛門の代りに店支配人喜兵衛が提出した訴狀を受理した北町奉行所は閏九月廿一日に久之進の出頭を命じたのであつた。

こゝで少しく幕府當局の金銀訴訟に對する態度について述べて置きたい。寛政の改革に習はんとする越前守の方針に對し一般に不安を感じてゐたらしく、すでに天保十三年に種々なる改革が實行され出すや、一般に棄捐令を豫期して金融が困難になつたらしい。このことは同年九月の世上金銀貸借利息に關する觸書にも見えてゐる。

「此度金銀貸借利息之割合、右之通に相成候上は、以後棄捐等之沙汰も無之儀に付、金主共安心致、貸出、世間之融通無差支様可致候、尤右に付ては返濟方も是迄之借金銀棄捐に可致杯との心得違は致間敷、又貸方も容易に出訴可及筋は有之間敷、諸事寛政九巳年金銀出入之儀に付相違候趣、彌堅相守、精々實意を盡し取引可致候、若右之趣相背、節義に欠候取斗於有之は、無用捨及吟味、右之廉々にて嚴敷答可申付候」

寛政九年のもの云ふのは前掲定信のそれである。又同じ年の十月に鳥居甲斐守が越前守に提出した「金銀出入取捌之儀ニ付勘辨仕候趣申上候書付」を見ても、當時金融逼迫の状態を伺ふことが出来る。

「近來金銀貸借返濟滯勝ニ付、金主共損失を可償見込を以、高利之貸方致候哉ニ相聞、其上近來融通不宜候ニ付、金銀出入取捌格別嚴重ニ御改革御座候ハ、融通も宜敷相成可申哉」

かくして彼は詳細に借金の種類を分け、嚴重なる所罰を規定せんとした。この甲斐守の意見に對し、阿部遠江守、寺社奉行及び勘定奉行は必ずしも賛意を表さなかつた。彼等は甲斐守の意見書を十二月五日に受取り、再應評議の結果を翌十四年四月に提出してゐる。その要點を抄出すると、

「一躰借金銀之儀ハ素々相對之取引ニ付、及出訴候趣、直ニ嚴重之取計ハ難相成候間、先對談申渡、不行屆節ハ日限を極、濟方申付、右日限之内不相濟候得ハ、切金ニ爲差出候儀之處、猶濟方不埒之もの共ハ、右廉を以躰限又ハ其品ニ寄答をも申付候儀ニ有、町人とも之儀ハ金銀融通を以、生産を營候儀ニ付、躰躰限金主ニ積改革致し、」

爲相渡候とも不得止事次第、殊ニ一旦破滅致し候とも猶又交易利倍之掛引等ニ有躰上持立候儀も可相成筋故、町人共取引ハ切金裁許相止、直ニ躰躰限申付、強シ難儀之筋も有之間敷、在方迎も商賣筋之取引ハ同様ニ候得共、多くは農間之餘業ニ付、躰躰限申付候得ハ、田畑等賣拂爲相渡候儀ニ候間、可成丈躰躰限ニハ不申付様取計候方ニ可有之、左候迎相互之取引ニ有町人百姓と裁許別段ニ相成候も、何分公事之筋ニ有之間敷、彼是差支之筋無之とも難申候得共、以來百姓町人同士之借金銀出入ハ切金裁許相止、日限濟方之上、直ニ躰躰限申付候積改革致し、」

切金裁許、即ち年賦返還の方法は往々にして金主側の不利となり、時には訴訟費用のみ多くかかり、損失となるが故に、武士の關係するものは別として、庶民の分は身代限り、即ち破産の宣告を與へることに依つて、金主を保護し、金銀融通の途を自由にしようとするのである。金銀貸借は相對のことであると云ふ觀念はこゝにも現れてゐるが、前の甲斐守にしても、この遠江守その他の意見にしても、何れもむしろ金主を保護する態度を採用してゐる。従つて天保十四年五月廿五日付を以つて町奉行に與へられた「金銀貸借之儀ニ付御書付」におゐては大體上述の意見に従つてゐる。唯「寛政九巳年以來の借金銀ハ是迄之通取上裁許可申付候得共、年古貸借ニ有追々ニ利息を元金ニ結、新規借用又ハ預金等之證文ニ直候類、吟味之上無粉ニ有てハ、素々不實之取引ニ付向後相對濟申付、奉行所ニ有ハ取扱致間敷候事」と云ふ箇條はあるけれども、「借方之者共兎角等閑ニ相心得濟方不涉取故、金主共も利益薄を厭ひ、融通不宜趣相聞候、依之奉行所におゐて吟味之上裁許申付候分、向後切金ニハ不申付、直ニ日限を以濟方申付、埒不明ニ有てハ躰躰限金主ニ爲相渡候間、金主共彌無懸念、十分ニ取引可致候云々」と命じたのであるから、明かに債權者保護の方針と見るべきであらう。

今問題としてゐる事件はこの五月廿五日の觸書のあつた同年の九月のことである。今九月廿一日評定所における吟味の様子を被告自身の筆を借りて記すと次ぎの如くである。

「當閏九月廿一日御評定所ニおゐて、惣御奉行様御立會之上、阿部遠江守様御掛り付御吟味奉請の趣、是願人返答方ニおゐても、十左衛門死失ニ付、存生中取引之事故、駈まふ相分趣之答方ニ付、何きニ立會之上、勘定取調度旨申しニ付、十左衛門死失たと云て、不調(正の字を消して調と直してある)致てまふ相成、篤き當人腹藏ニ落入様取調、差引勘定可致旨、願人ニ被仰聞ゆ、附るも相續人久之進願人におそくかまやく可濟旨、急度被仰渡ゆニ付、奉畏ゆと何きも御請ひぬし相<sup>二字不明</sup>申上ゆ」

右の文面には現れてはゐないが、御吟味方は嶋喜市郎であつた。右の命令に従ひ、被告は同廿四日夜、藥研堀のあらき屋で双方立會の上元帳を改たいと掛合つたが、原告は廿五日「御番所迄御伺之上改寫取」と主張した。御番所は北の奉行所である。廿八日番所におゐて訴答兩者の滞高について意見の一致を見ず、十月二日まで延期を願出て許された。然るに十月朔日に阿部遠江守の役替のため、「吟味筋追御沙汰之趣」となつた。新任町奉行鍋嶋内匠頭直孝の吟味は十月廿一日と定まつた。しかし吟味役は前任者の時と同じ嶋喜市郎である。

兩者の滞方に対する意見の相違を見ると次ぎの如くなる。原告は金百七拾八兩貳分貳朱と錢百六拾文、(この金額は前後多少の差違がある)これに對し被告は金廿五兩と荷物三千束と云ふのであるから、原告は承知しない。被告はさらに廿三日まで日延を願ひ、さらに讓歩して、最初の證文に擔保として書入れてあつた高瀬舟一艘と荷物千五百束を提供し示談にせんとしたが、原告は承知しない。十月廿三日被告の提出した始末書には右の旨を記した後、左の如く懇願してゐる。

「私義先々奉申上ゆ通、十左衛門存生中、諸々ニおゐて多分借財有之、困窮必至難澁仕ゆ得共、夫々山元世話人方ニ後荷物前金貸遣し置ゆニ付、只今金子調達方ニ誠難澁仕ゆニ付、何卒以御慈悲、私願之通、前書證文ニ書加へ、高瀬舟壹艘、外ニ荷物千五百束相渡、殘金三拾兩期付證文ニ致、其餘不足勘弁致吳ゆ様、願人方ニ御理解被仰聞被成下ゆ様、偏ニ奉願上ゆ」

被告に對する當局の態度は、被告が「殊外御聞入宜敷御座ゆニ付安心致」と記してゐるに拘らず、さまで好意を示してゐるやうにも思はれない。しかし當局の金銀貸借出入に關する態度はこの頃から漸く變り出したのではないかと思はれる。二十三日に舟引渡しについて原告に難色あり、さらに二十六日に日延された。二十六日の様子は被告の手記に依ると次ぎの如くである。

「當廿六日私方口上ニ願立之趣、御掛様よも再應御理解被仰聞間奉畏ゆ、附るも願人方ニ慈悲勘弁ニ預、懇談致度旨、懸合およびゆ得共、不承知ニ付、無據右證文ニ書入ゆ河岸株舟内ニ相渡、勘弁願度存ゆニ付、何卒以御慈悲右之品願人に相渡度旨申上ゆ處、押願ニおゐてハ答メ之上、家財限之裁許申付をき旨被仰聞ゆニ付、私方ハ右様ニ成行ゆあも誠ニ難澁仕ゆニ付、何邊ニ懸合可致旨申立、十一月三日迄日延仕ゆ旨申ゆ」

當局は明かに前掲五月二十五日の觸書の旨をなほ嚴守してゐる。さらに被告の手記には十一月朝(日附なし)認むとして前より幾分讓歩せる條件で願の趣が記してあるが、その後は數葉白紙となつてゐる。従つてこの間の消息は全く不明であるが、恐らく被告は種々懇談を試みたものと思はれる。被告は十一月廿一日付を以つて地頭役人宛に左の如き願書を提出してゐる。

「乍恐以書付奉申上ゆ」

御知行所野州都賀郡三益河岸名主久之進奉申上ハ、本所林町壹丁目五人組持店喜右衛門ヲ相懸リハ薪前金出入、鍋島内匠様御掛島殿御吟味中ニハ、掛合之上願高金百七拾八兩貳分貳朱、銀壹匁七分壹厘之處、内金百兩ニ當金ニ相渡ハ、内八兩貳分貳朱ト銀壹匁七分壹厘モ勘弁致吳、殘金七拾兩ニ來辰五月晦日限期證文仕ハ、雙方對談行届ハ、右之段申上ハ、且私義モ金子調達中來十二月十四日迄立戻歸村奉願上ハ、右之願之通被仰付ハ、就テ前書調達金才覺仕度ハ、何卒以御慈悲歸村被仰付被成下置ハ様奉願上ハ

これに依れば被告は漸次に讓歩し、殆ど原告の申分通りに解決したものと云つてよい。しかし未だ裁判は決定したのではなかつた。十二月十五日迄延期されてゐたのである。その間の記録がないから、審所におゐて如何なる理由で延期したのか解らないが、恐らく金子調達を理由としたのであらう。この間に幕府の態度は一變したのである。先づ被告の手記を掲げる。

「右一件ニ付當月十二月十五日迄ニ御日延御座ハ間、附テ右對談金之内ハ金子拾兩外ニ眞木荷物束數、堅木雜木迄ハ千四百九拾程手アテハ、代之もの清太、差添人代として藤八兩人右宿ニ差向遣し、十二月十四日ニ着ハ、おしハ處、きん様の様子有之ハ付、翌十五日相成ハ、御番所ニ罷出、其上篤モ掛合可致旨、喜右衛門方ハ罷越し掛合ハ、當人申様ニモ何モニ後後程御腰掛ニ罷出、挨拶可致趣ニ付、其意ニまかせ、御番所罷出相待居ハ、當人病氣之趣ヲ以、名主代其外五人組代之もの共參、掛合之上、御白洲ハ廻リハ、御掛リ與力島喜市郎様々々、右對談之内何程相渡ハ裁旨相糺ニ付、荷物ニカハニ凡貳拾兩程と見積リ相渡し置ハ趣申立ハ、何モ我等一件之義、今度御觸被仰出ハ義有之ハ付、差控之旨被仰付ハ、早東宿迄引取居ハ、翌十八日ニ御呼出ニ付双方罷出ハ、内匠守様白洲ニおゐテ御前之御吟味ニ、今度被仰出ハ、きん同様之御觸ニ有之ハ付、右

之趣被仰聞ハ、訴答一同承知印形致し、勝手次第ニ歸村、以來モ不實なき様相對濟方可致旨被仰聞ハ、代之もの早東引取申ハ

被告は十四日に本人は出府せず、代人に金子十兩と荷物とを持たせて、最後の策を講ぜんとしたのであつた。ところが棄捐になると云ふ噂を聞いた。この十二月の御觸書が何日發布されたのか解らないが、「評定書一座申合書」に依れば、「以後出訴之分當十二月十三日迄之貸借之分ハ不取上、同月十四日より之貸借出訴之分ハ取上可申事」とあるのを見れば、すでに十四日には效力を發してゐるわけである。しかし恐らく法文が一般に知れたのはもつと後れたのであらう。少なくとも十八日にはこれ等の人々の間にうすく知れ渡つてゐたとしても、法文は未だ渡つてゐなかつたのであらう。觸書の正文は次ぎの如くである。

「近年以來諸向追々及困窮、可爲難儀ニ付、品々御世話も有之候得共、累年借財多之輩容易ニ勝手向取直出來兼候哉ニ付、今般爲御救、厚キ思召を以、公儀諸御貸附御仕法替之上、藏宿貸出金年賦濟方被仰出候處、世上金銀出入も元來相對貸借ニ候上ハ取上裁許も不及事ニ候間、只今迄之分、此節を限り裁許不申付、自今貸出候ハ前々之通取上可及裁許候、勿論買掛諸職人作料手間賃等ニ至迄同斷之事

但只今迄取上裁許日限等申付置候分も向後濟方奉行所ニ取扱間敷候、」  
法令の趣旨は何處までも金銀貸借は相對のものであると云ふ點にあつて、決して返さなくともよいと云ふのではない。従つて前掲被告の手記の如くに、奉行自身が「今度被仰出ハ、きん同様之御觸」などと云ふべき筈がない。現に同觸書の後段にも「奉行所ハ出訴不相成を見込、棄捐可致坏と心得、又ハ欲心を以事を巧及出入……いづれも不埒ニ付」寛政度と同様の文句を記してゐるのだから、奉行の眞の言葉ではあるまい。しかし事實におゐて棄捐

でないならば、累年借財多き者が助かる筈もなく、御救にもならない。世上一般に明かに棄捐と見做したのであつて、所謂借金帳消令とも云はるゝわけである。従つてこの一件の貸借も恐らくそのまゝになつてしまつたのではあるまいか。被告久之進はその手記の最後に、「此度の一件天共御免をみゐる、まあとゞ其加共濟方にて目出度奉存ゆ」と記してゐる。しかしかうした觸書の結果は當局の「世上融通第一ニ心得、諸國共無差支、實意ニ貸借可致」の希望と矛盾するものであることは云ふまでもあるまい。

(昭和十一年九月十六日稿)

## 函数的價格論の認識價值

—Hans Meyer; Der Erkenntniswert des funktionellen Preistheorien  
(Die Wirtschaftstheorie der Gegenwart Bd. II. Wien 1932)—

氣 賀 健 三

價值論の上に於て不朽の效績を残した所謂の塊太利學者派の一人フリードリッヒ・フォン・ウィーザーを記念する爲に、「現代の經濟理論」と題する論文集全四卷がハンス・マイヤーの手に依つて編纂刊行された。此四卷の中、最後に刊行された第二卷には、價值論に關する論文が世界各国の學者より寄稿されて居る。數多い論文の中で特に筆者の注意を惹いたのは「函数的價格論の認識價值」と題するハンス・マイヤーの論文であつた。氏は現に維納に在つて塊太利正統の價值學說を繼ぐ第一人者である。論ずる所は最近我國に於ても頻りに流行して居る函数的價格論、換言すれば價格平衡論の意義に就てである。

元來、價值又は價格の函数的説明方法は塊太利學派固有の財産ではなく、該學派が一八七〇年代の初めに所謂の限界效用説を唱導した時に、殆ど時を同じふして英國や瑞西に起つた所の數學的説明に依る限界效用説から發達して來たものである。塊太利學派本來の主觀的價值論の立前から言へば、財貨の價值は如何にして定まるかといふ問題